令和4年8月10日　宮城県農業振興課

令和3年度作付転換営農継続支援事業（機械・施設導入支援事業）
各申請者の事務スケジュールについて

令和3年度

令和4年度

1回目採択者

2月末まで完了者

①

3/4：実績報告書提出（農業者→市町村）
3/10：（市町村→県事務所）

県事務所の履行調査

3/22：実績報告書進達（県事務所→県庁農振課）

3/31額の確定，4/22補助金交付

【交付手続終了】

3月末まで完了者

②

3/28：実績報告書提出（農業者→市町村）
3/31：（市町村→県事務所）

県事務所の履行調査

4/13：実績報告書進達（県事務所→県庁農振課）

4 /22額の確定，5/13補助金交付

【交付手続終了】

変更申請（追加）する者

変更申請（追加）する

1回目採択者のうち

繰越（期間延長）者

③

2/25：繰越の変更申請書
3/2：繰越の変更申請書（市町村→県事務所）
3/4：繰越の変更申請書（県事務所→県庁農業振興課）

3/30：変更（繰越）の承認（県⇒（市町村）→農業者）

2回目募集への申請者

変更申請者（追加）　**2回目新規者**

④

⑤

3/22：【新規者】計画・交付申請書提出
【変更申請者】変更計画・内容変更申請書提出（農業者→市町村）

3/25：（市町村→県事務所）

3/31：（県事務所→県庁農振課），4/25採択内報

5月中旬：計画認定・交付決定（県⇒（市町村）→農業者）

3回目申請者

4回目申請者

※1,2,3回目採択分の完了者が追加申請する場合は，新規の様式で申請する。（申請可能額は，補助上限の残額まで）
※1,2,3回目採択分継続中（未完了）の

⑥

5/10～6/8：【新規者】計画・交付申請書提出
【変更申請者】変更計画・内容変更申請書提出（農業者→市町村）

6/10：（市町村→県事務所）

6/15：（県事務所→県庁農振課）

7月下旬：計画認定・交付決定（県⇒（市町村）→農業者）

⑦

8/10～9/2：【新規者】計画・交付申請書提出
【変更申請者】変更計画・内容変更申請書提出（農業者→市町村）

9/6：（市町村→県事務所）

9/9：（県事務所→県庁農振課）

10月上旬：計画認定・交付決定（県⇒（市町村）→農業者）

R4年度の概算払対応

5月10日：概算払請求書（農業者→市町村）
5月18日：（市町村→県事務所→県庁）
6月上旬：概算支払い（県⇒（交付）農業者）

7月8日：概算払請求書（農業者→市町村）
7月15日：（市町村→県事務所→県庁）
8月上旬：概算支払い（県⇒（交付）農業者）

9月9日：概算払請求書（農業者→市町村）
9月16日：（市町村→県事務所→県庁）
10月上旬：概算支払い（県⇒（交付）農業者）

11月10日：概算払請求書（農業者→市町村）
11月17日：（市町村→県事務所→県庁）
12月上旬：概算支払い（県⇒（交付）農業者）

R4.12月前の実績報告_受付

・手続件数をある程度まとめるため，下記期限を設ける。（対応は下記が絶対ではないので，必要に応じて相談等に応じる。）

6月10日：実績報告書（農業者→市町村）
6月15日：（市町村→県事務所）
7月8日まで：履行調査（県事務所→県庁）
→額の確定，補助金交付手続き

8月8日：実績報告書（農業者→市町村）
8月12日：（市町村→県事務所）
9月9日まで：履行調査（県事務所→県庁）
→額の確定，補助金交付手続き

10月7日：実績報告書（農業者→市町村）
10月14日：（市町村→県事務所）
11月10日まで：履行調査（県事務所→県庁）
→額の確定，補助金交付手続き

※事業完了後（納品，支払終了）から、1か月以内に県へ実績報告すること。
（県補助金交付規則第12条）

［最も遅い提出者］　12/20まで：実績報告書提出（農業者→市町村）
12/28：実績報告書提出（市町村→県事務所）

県事務所の履行調査
R5.1/27：実績報告書進達（県事務所→県庁農振課）
R5. 2 月：額の確定，補助金交付【交付手続終了】

○R５年１月末までに「達成状況報告」（要領別紙３）

○R５年１月末までに「達成状況報告」（要領別紙３）

○R5年産拡大目標者は，R５年９月末までに「達成状況報告」（要領別紙３）